

騒音に関する基準値のある指定建設作業（特定建設作業に当るものを除く）	
指定建設作業の種類	中野区内の基準値 （建設作業が行われている敷地境界線において）
穿孔機を使用するくい打設作業	80 デシベル
インパクトレンチを使用する作業	80 デシベル
コンクリートカッターを使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）	80 デシベル
ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これらに類する掘削機械を使用する作業 （騒音規制法の対象作業を除く）	80 デシベル
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）	80 デシベル
コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	80 デシベル
原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（削岩機を使用する作業を除く）	80 デシベル
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く）	85 デシベル